

有害役務提供営業とは

神奈川県青少年保護育成条例では、次に該当する営業を「有害役務提供営業」と定義し、青少年を客に接する業務に従事させることや、客とすることを禁止するなどの規制を課しています。

※風営法の「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」「特定遊興飲食店営業」に該当するものは条例の対象外

<p>1 <u>ア又はイ</u>に該当する姿で<u>専ら異性の客</u>を接客する営業であって、<u>性的感情を刺激</u>するおそれがあるもの【店舗型・無店舗型】</p> <p>ア 水着を着用した姿その他の身体の輪郭が強調される姿 [例] 水着姿、レオタード姿</p> <p>イ 下着姿又は通常下着で隠れている部分が見えたり透視できたりする姿 [例] ネグリジェ姿、胸元をはだけさせ服の中が見えるようにしている姿</p>
<p>2 <u>専ら異性の客</u>に、<u>接触し又は接触させる</u>役務を提供する営業で、<u>ア又はイ</u>に該当するもの【店舗型・無店舗型】※いわゆる「リフレ」等</p> <p>ア 従業者の顔、胸部、腹部、でん部又は大たい部を客の体に接触させる役務を提供する営業 [例] キス、ハグ、添い寝、膝枕、腕枕、プロレス技</p> <p>イ 客に従業者の体を触らせる役務を提供する営業 [例] 逆リフレ</p>
<p>3 <u>個室等</u>（個室だけでなく、つい立て、棚、カーテン等で仕切られ、外部から内部を見通しにくい構造のものを含みます。）で、<u>専ら客に異性の人の姿を見せる</u>営業 ※いわゆる「見学」「撮影」「作業所」等【店舗型・無店舗型】</p>
<p>4 <u>飲食させる</u>営業で、<u>専ら異性の客</u>を接客する営業であって、<u>ア～ウ</u>のいずれかに該当するもの【店舗型】※いわゆる「喫茶」「バー」「居酒屋」等</p> <p>ア 従事者の顔写真等を広告宣伝に用いるもの</p> <p>イ 接客の相手となる従事者を客が指名できるもの</p> <p>ウ 学校指定（又は推奨）の生徒制服（体操服を含む）を着用して接客するもの</p>
<p>5 <u>個室等</u>で、<u>専ら異性の客</u>と<u>会話又は遊興</u>する役務を提供するもので、<u>ア又はイ</u>に該当するもの【店舗型】※いわゆる「コミュニケーション」等</p> <p>ア 従事者の顔写真等を広告宣伝に用いるもの</p> <p>イ 客が接客の従事者を指名できるもの</p>
<p>6 <u>専ら異性の客</u>と<u>会話又は遊興</u>する役務を提供するもの【無店舗型】 ※いわゆる「派遣コミュニケーション」「散歩」等</p>

店舗型…営業所内において従業者が客に役務を提供する業態

無店舗型…客の依頼に応じて従業者を派遣し、役務を提供する業態

有害役務提供営業に関する規制概要

1 青少年を客に接する業務に従事させること又は客とすることの禁止

(条例第 27 条の 2)

- ・ 青少年を客に接する業務に従事させ、又は客とすること（客として立ち入らせること）は禁止されます。

罰則：6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

2 勧誘行為の禁止 (条例第 27 条の 3)

- ・ 青少年に対し、客に接する業務に従事するよう又は客となるよう勧誘する行為は禁止されます。
- ・ 勧誘行為を青少年にさせることも禁止されます。

※勧誘…青少年を積極的又は直接的に推奨、誘導するだけでなく、宣伝・広告用のチラシや名刺等を渡す行為、青少年と知りながら電話やインターネット（電子メール、SNS 等）で勧誘する行為も含まれます。

罰則：30 万円以下の罰金

3 青少年の立入禁止表示等 (条例第 27 条の 4、規則第 11 条の 2)

- ・ 広告・宣伝をするときは、青少年が客となつてはならない旨を表示する必要があります。
- ・ 営業所の入口に、次の表示を行う必要があります（営業所を設けないで営む場合は除きます）。

当店は、神奈川県青少年保護育成条例により、18 歳未満の方の立入りが禁止されています。

(60cm×15cm 文字 80 ポイント以上の大きさ)

4 従業者名簿の備え置き義務 (条例第 27 条の 5、規則第 11 条の 3)

- ・ 次の事項を記載した従業者名簿を、営業所ごとに備え置く必要があります。
氏名、生年月日、性別、住所、従事する業務の種類、雇用年月日、退職年月日とその事由
- ・ 名簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく名簿を修正する必要があります。
- ・ 従業者名簿は、従業者が退職してから 3 年間保存する必要があります。

罰則：10 万円以下の罰金

5 措置命令、営業停止命令 (条例第 27 条の 6)

- ・ 営業者等が、上記 1～4 に違反した場合、知事は、当該行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を命令することができます。
- ・ 営業者が上記命令に従わなかった場合、知事は、6 箇月以内の期間を定めて、営業の全部または一部の停止を命令することができます。罰則：1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

6 立入調査 (第 51 条)

- ・ 行政職員や警察官が、営業所に立ち入って調査を行ったり、関係者から資料提供を求めたり、質問することがあります。

罰則：10 万円以下の罰金

7 年齢の知情 (第 53 条第 7 項)

- ・ 年齢を知らなかったことを理由として、上記違反に対する罰則を免れることはできません。

8 両罰規定 (第 54 条)

- ・ 従業者等が条例に違反した場合は、行為者を罰するほか、営業者である法人等にも罰則が科せられます。